

ショートステイせせらぎ女池
指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業

運営規程

株式会社サンワ女池

ショートステイせせらぎ女池

指定短期入所生活介護・予防介護短期入所介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社サンワ女池が開設するショートステイせせらぎ女池（以下「施設」という）が行う指定短期入所生活介護・予防介護短期入所生活介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護及び予防介護短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定短期入所生活介護・予防介護短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
ただし当施設においては身体拘束は一切行いません。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ショートステイせせらぎ女池
- 二 所在地 新潟県中央区女池上山4丁目5番1号

(従業者の資格)

第4条 当事業に従事する者の資格は次のとおりとする。

- 一 生活相談員 社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事及びその任用資格
- 二 看護従業者 看護師又は准看護師
- 三 機能訓練指導員 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護従業者、柔道整復師またはあん摩マッサージ指圧師

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業に従事する従業者は、管理者・栄養士及び事務員を除きショートステイせせらぎ女池に専任するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする
- 二 生活相談員 1名以上
 - 1 利用者の受け入れに関すること。
 - 2 利用者の介護計画に沿ったサービスの提供に関すること。

- 三 看護従業者 2名以上
 - 1 利用者の健康チェックに関すること。
 - 2 利用者の看護、保健及び衛生管理に関すること。
- 四 機能訓練指導員 1名以上
利用者の処遇計画における機能訓練に関すること。
- 五 介護従業者 16名以上
 - 1 利用者の処遇計画における各種サービス提供に関すること。
 - 2 利用者の機能訓練の援助に関すること。
 - 3 利用者の介護、介助に関すること。
 - 4 利用者の口腔機能向上に関すること。
- 六 管理栄養士 1名以上
 - 1 利用者の栄養改善に関すること。
 - 2 献立作成に関すること。
- 七 調理員 2名以上（委託による）
 - 1 献立に基づき、食事を作ること。
 - 2 厨房に関すること。
- 八 事務員 1名以上
当施設における事務全般に関すること。

従業者は、指定短期入所生活介護及び予防介護短期入所生活介護の提供に
当たる

- 九 嘱託医
井上内科医院（内科） 1名

- 2 第1項に定めるもののほか業務上必要とされるその他の従業者を置くことができる。
- 3 第1項における具体的員数は人員基準を常に欠くことなく適正にその員数を配置することとする。

（利用定員）

第6条 利用定員は50名とする。

（短期入所生活介護及び予防介護短期入所生活介護の内容）

第7条 指定短期入所生活介護及び予防介護短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 身体介護に関すること
 - 1 給食サービス
 - 2 入浴サービス
 - 3 衣類着脱の介護
 - 4 機能訓練に関する介護（日常動作訓練）
 - 5 排泄の介護
 - 6 栄養管理に関すること
 - 7 その他利用者に対する便宜の提供

- 8 健康状態の確認
- 9 洗濯サービス

二 送迎に関すること。
ワゴン車などによる送迎

- 三 相談、助言に関すること。
- 1 生活指導（相談援助等）
 - 2 健康管理による相談、助言に関すること
 - 3 その他必要な相談、助言

（利用料等）

第8条 施設は、法定代理受領サービスに該当する短期入所生活介護サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護サービスについて厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる短期入所生活介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、短期入所生活介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように利用料の額を設定する。
- 3 施設は前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げるサービスについて以下に定める額の支払いを利用者から受けることができる。
 - 一 食事の提供に要する費用 朝食 420円 昼食600円 夕食580円
ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている利用者は、その認定証に記載された額とする。（自費発生時は全額を頂戴いたします）
 - 二 滞在に要する費用 1日 1,500円
ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている利用者は、その認定証に記載された額とする。（自費発生時は全額を頂戴いたします）
 - 三 次条に規定する送迎費用 一回あたり 188円
 - 四 美容師による理美容代 一回あたり 実費
 - 五 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 六 短期入所生活介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの
 - 七 その他、必要な加算費用（サービス提供体制強化加算、看護体制加算、夜間従業者配置加算、医療連携強化、緊急短期入所受入加算、長期利用者提供減算など）
- 4 第1項から第3項に規定する短期入所生活介護サービスの提供にあたっては、入居者又は身元引受人（家族等）に対し、その内容及び費用についてあらかじめ説明を行い、入居者の同意を得て記名押印を受けるものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第9条 通常の送迎の実施地域は、新潟市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、指定短期入所生活介護又は予防介護短期入所生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること
- 二 機能訓練室を利用する際には、その旨を申し出ること
- 三 浴室を利用する際には、その旨を申し出ること
- 四 第11条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること

(緊急時における対応方法)

第11条 従業者は、短期入所生活介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 施設は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、毎年2回、避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社サンワ女池と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第14条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する部会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するために部会長と担当者を置く。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(業務継続計画の策定)

第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染防止・衛生管理等)

第16条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(従業者の研修)

第17条 事業者は、全ての従業者に対し、従業者の資質向上のため、以下のとおり研修機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施
- (2) 継続研修 年に6回以上実施
- 2 事業者は、全ての介護職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年1月1日に改定する。